

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和6年7月3日付けで行った、「管理票（県一連番号〇〇〇-〇〇〇）（〇〇課、〇〇警察署及び〇〇警察署保有分）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定は、審査請求人の求める情報に対する決定がされていないため、これを取り消し、改めて対象文書を特定し直した上で、開示しない情報を精査し、処分をすべきである。

### 2 審査請求等の経緯

#### （1）処分の経緯

ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第1項の規定に基づき、同年5月23日付けで実施機関に対し、「私〇〇〇〇の〇〇〇〇（〇〇年〇〇月〇〇日生）が、生前警察へ相談した情報は、私の個人情報の一部だと思います。」と記載し、管理票に記載された「私の個人情報」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、法律第82条第1項の規定に基づき、同年7月3日付けで本件開示請求について、本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### （2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、同年9月8日付けで本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### （3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和7年2月19日付けで、諮問庁から法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明

書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、同年5月27日に諮詢庁の職員からの意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求人の〇〇が警察に相談した内容の開示を求める。

#### (2) 審査請求の理由

〇〇の自殺の要因を作った相手に対する裁判の証拠として、会話の内容を開示してほしい。

#### (3) 反論書の趣旨

審査請求人は生前、〇〇から個人情報の全てを聞き、内容を把握しているので、個人情報を保護する意味がない。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている亡き〇〇の相談に係る管理票については、同亡き〇〇の個人に関する情報と認められる。

管理票とは、埼玉県警察苦情・警察安全相談等取扱規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第49号）により県民等から苦情・警察安全相談等を受理したときに作成する保有個人情報である。

審査請求人は、亡き〇〇の自殺の原因を作った者を裁判に掛けるために、亡き〇〇の相談に係る管理票が証拠として必要である旨を主張し、亡き〇〇の相談に係る管理票を審査請求人自身の個人に関する情報だとして開示を求めている。

審査請求人は、訴訟提起に向け証拠を収集する活動の一環として、亡き〇〇の相談に係る開示を請求しているということであるが、管理票に記載されている警察安全相談の内容は、相談者個人の人格及び尊厳に関わる秘密として固く保護しなくてはならないものであって、相談者が死亡した場合に遺族にその内容を明らかにする慣行も存在しない

ことから、審査請求人が審査請求書で申し立てる開示請求に至った理由を加味しても、亡き〇〇の管理票を、審査請求人自身の個人に関する情報とみなす理由がない。

よって、亡き〇〇の相談に係る管理票については、審査請求人の開示請求権が及ばないものと認めた。

## 5 審査会の判断

審査請求人は、亡き〇〇の情報を求めているのに対し、実施機関は、亡き〇〇の情報は審査請求人に係る保有個人情報に該当しないと主張している。

そのため、当審査会では、亡き〇〇の情報が、審査請求人に係る保有個人情報にするか否かについて以下検討する。

### (1) 死者に関する情報に係る個人情報について

法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求める能够性があるのは生存する個人であることから、「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれない。

ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当し、開示等請求の対象となる。死者に関する情報が生存する個人に関する情報に該当するか否かは、当該情報の内容と当該個人との関係などを個別に検討して判断する必要があるとしている。

（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）令和4年2月（令和7年7月一部改正）個人情報保護委員会事務局33頁、34頁、186頁参照）

審査請求人は、亡き〇〇の父であり、亡き〇〇の自殺の原因を作ったとされる相手に対し損害賠償請求権を行使できる可能性がある。そうすると、亡き〇〇が生前相談した管理票の情報は、審査請求人の損害賠償権の存否に密接な関連を有する情報を記録した文書として、審査請求人自身の個人情報でもあるということができる。したがって実施機関は、審査請求人の個人情報として亡き〇〇にかかる管理票等の情報を特定したうえで、改めて処分を行うべきである。

### (2) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

加藤 隆之、奥山 亜喜子、栗原 隆之

### 審査会の経過

年 月 日	内 容
令和7年 2月19日	諮問（諮問第196号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和7年 5月27日	諮問庁からの意見聴取及び審議
令和7年 6月24日	審議
令和7年 7月29日	答申